冬季死亡災害ゼロ１００日運動通信

【運動期間：令和８年11月21日～令和９年２月28日】

令和８年
１１月号

Ⅰ 「いわて年末年始無災害運動」期間が始まります

◆ 岩手県内においては、例年12月から１月にかけて冬季特有の自然要因や年末年始の慌ただしさにより労働災害発生のリスクが高まる傾向にあります。

◆ このため岩手労働局では、岩手労働災害防止団体連絡協議会と共同で**「いわて年末年始無災害運動」**を展開し、労働災害の根絶に向けた取り組みを推進します。

◆ 令和８年度いわて年末年始無災害運動は、**令和８年12月１日から令和９年１月31日**までを本期間、令和８年11月１日から30日までを準備期間とし、スローガンは

あなたの安全　家族の願い　年末年始も無災害

となっています。

◆ 各事業場におかれましては、職場に潜む労働災害発生のリスクを的確に把握の上、11月の準備期間のうちから**「冬の備え」**を実践いただきますよう、お願いいたします。



実施要綱等、詳細につきましては岩手労働局のホームページをご確認ください

Ⅱ 特自検はお済みですか？（特定自主検査強調月間）

◆ 一たび事故が発生すると重篤な労働災害に繋がりかねない一定の機械に対して、労働安全衛生法第45条に基づき、事業場内の有資格者や登録を受けた検査業者による特定自主検査の実施を義務付けています。

◆ (公社)建設荷役車両安全技術協会では、11月を**「特定自主検査強調月間」**と定め、特定自主検査のより一層の普及、促進を目的とした取り組みを実施することとしています。

◆ 各事業場におかれましても、①**特定自主検査が計画的に実施されているか**②**検査済標章(ステッカー)の貼付はあるか**③**検査結果は記録・保管されているか**をご確認いただきますよう、お願いいたします。



(公社)建設荷役車両安全技術協会ホームページ

一関労働基準監督署

Ⅲ 11月は「過労死等防止啓発月間」です

◆ 厚生労働省では、過労死等防止対策推進法に基づき、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため毎年11月を**「過労死等防止啓発月間」**とし、シンポジウムやキャンペーンなどの取り組みを行います。

◆ 岩手労働局においては、国民への周知啓発を目的とした**「過労死等防止対策推進シンポジウム」**を令和８年11月10日(火)、盛岡市のサンセール盛岡にて開催します。

◆ そのほか、**「過重労働解消キャンペーン」**における取り組みとして、労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問等の実施、長時間労働が疑われる事業場に対する重点監督指導の実施、過重労働解消のためのセミナー開催などを実施予定です。



過重労働解消のためのセミナー特設ページ



過労死等防止対策推進シンポジウム申し込みページ

Ⅳ 【開催案内】がん治療と仕事の両立支援セミナーin岩手

◆ 労働施策総合推進法の改正により、職場における治療と就業の両立支援の取り組みが、事業主の努力義務となっています。

◆ NPO法人日本がんサバイバーシップネットワークと岩手県の共催による、**「がん治療と仕事の両立支援セミナー」**が、令和８年11月12日(木)に、盛岡地域交流センターマリオスにて開催されます。

◆ 参加申し込みは以下のホームページから受付中です。ぜひご参加ください。



NPO法人日本がんサバイバーシップネットワークHP

Ⅴ 令和８年の労働災害発生状況について(９月末時点)

◆ 一関監督署管内で令和８年に発生した休業4日以上の死傷者数(新型コロナウイルス感染症を除く)は、**100**人となり、前年同期比で減少(**－９**人、**－8.3**%)となっています。

◆ 業種別では製造業が27人(－８人、－22.9%)と最も多く、次いで小売業が15人(＋６人、＋66.7%)となっています。事故の型別では転倒が33人(－４人)と最も多く、次いで墜落・転落が15人(－９人)となっています。

★労働災害事例(9月把握分の一部)

■【食料品製造業】《はさまれ・巻き込まれ》
原料を撹拌機からコンテナに移す際、機械が停止する前に取り出そうとしたため、撹拌機に左腕が巻き込まれた。

■【その他の事業】《飛来・落下》
直前の作業で使用していたスコップが2階から落下し、被災者の頭部に当たった。ヘルメットは着用していなかった。